

ニッポン・オブショア・ファンズ –
新興国社債オープン

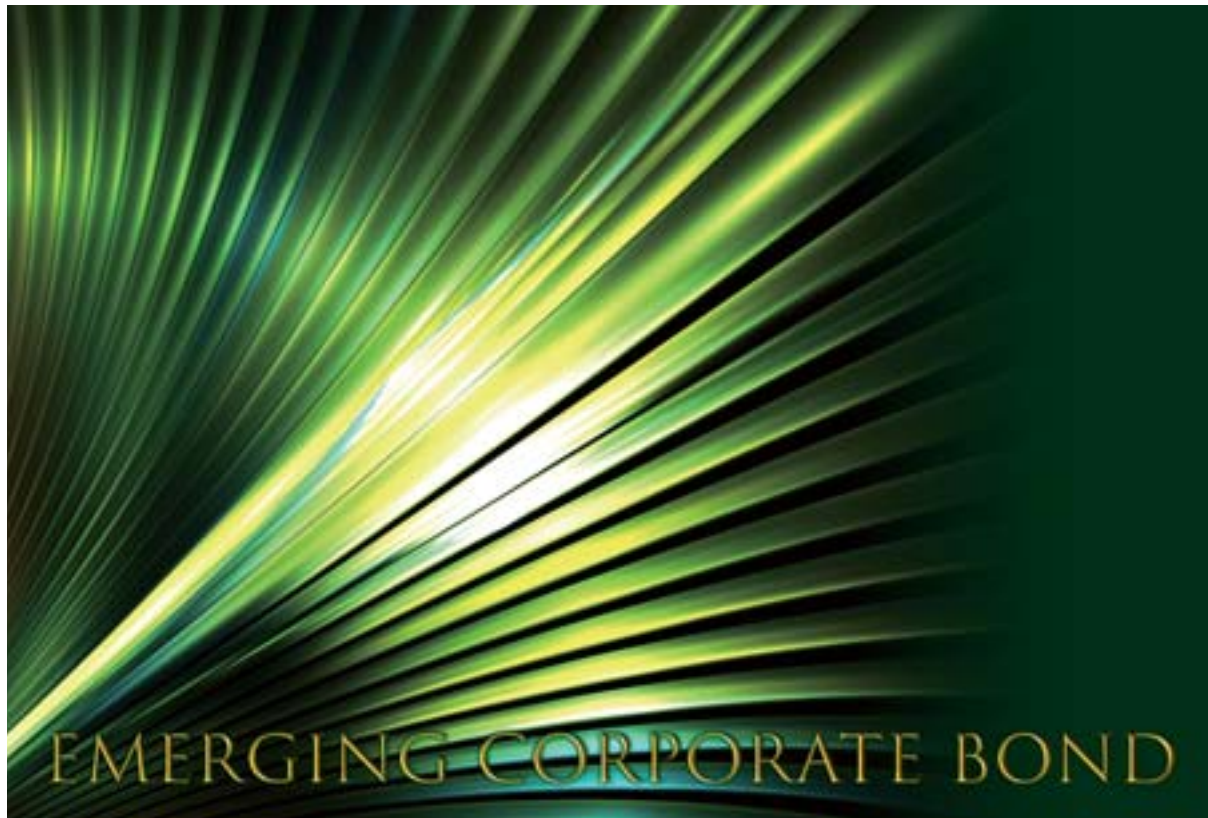
円ヘッジ毎月分配型クラス A/B

円ヘッジ資産形成型クラス A/B

円ヘッジなし毎月分配型クラス A/B

円ヘッジなし資産形成型クラス A/B

ケイマン籍オープン・エンド型契約型公募外国投資信託 (円建)



・ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。
・ニッポン・オブショア・ファンズ – 新興国社債オープン (本書において、「ファンド」といいます。) に関するより詳細な情報を含む投資信託説明書 (請求目論見書) が必要な場合は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされておりますのでご注意ください。

・この交付目論見書は、金融商品取引法 (昭和23年法律第25号) 第13条の規定に基づく目論見書です。
・この交付目論見書により行うファンドの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年2月29日に関東財務局長に提出しており、2024年3月1日にその効力が生じております。
・ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組入れられている有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。

重要事項

ファンドは、主に外貨建の社債等を投資対象としています。ファンドの1口当たり純資産価格は、ファンドに組入れられた社債等の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、ファンドに組入れられた社債等は、その発行者等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により値動きするため、ファンドの1口当たり純資産価格も変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって**投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの1口当たり純資産価格の変動要因としては、主に「新興国市場のリスク」「債券のリスク」「非投資適格債券 / 格付を取得していない債券」「金利の変動」「外国為替リスク、外国為替市場とヘッジ」「派生商品」「クレジット・デフォルト・スワップ」「カウンターパーティー・リスク」「投資ポートフォリオの流動性」などがあります。

■管理会社は

BNYメロン・インターナショナル・
マネジメント・リミテッド

■投資信託説明書 (交付目論見書) のご請求・お申込みは



補完書面掲載版

ファンドの関係法人

管理会社	<p>BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド 1979年12月21日ケイマン諸島において設立されました。 ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻業務を行います。 2022年12月末日現在の資本金の額は246,310円であり、2022年12月末日現在の純資産の額は約93億円です。 管理会社は外国投資信託等(2023年12月末日現在の純資産額の合計額: 約3,161億円)の管理および運用を行っています。</p>
投資運用会社	<p>BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社 管理会社から委託を受け、ファンドに関する投資運用業務を行います。</p>
副投資運用会社	<p>インサイト・インベストメント・マネジメント(グローバル)リミテッド 投資運用会社から委託を受け、ファンドに関する副投資運用業務を行います。</p>
受託会社	<p>ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド ファンドの受託業務を行います。</p>
管理事務代行会社／保管会社	<p>SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社 ファンドに関して管理事務、登録および名義書換ならびに保管業務を行います。</p>
代行協会員／ 日本における販売会社	<p>SMBC日興証券株式会社 代行協会員としての業務および受益証券の販売・買戻しに関する業務を行います。</p>

ファンドの目的・特色

ファンドの投資目的は、ファンドの資産を維持しまたは成長させつつ、主に世界の新興国市場の社債に投資することを通じて魅力的な利回りの達成を追求することです。投資適格債券、非投資適格債券および格付を取得していない債券への直接的または間接的な投資を含むことがあります。

非投資適格債券とは、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(ムーディーズ)によるBaa格、S&Pグローバル・レーティング(S&P)によるBBB格またはその他の有力格付機関による同等の格付未滿の債券をいいます。ファンドのポートフォリオにおいて、非投資適格債券および格付を取得していない債券の割合が高くなる場合があります。

副投資運用会社は投資目的の達成に努め、主として新興国市場を中心に業務を行う企業が発行した米ドル建社債に投資します。副投資運用会社はまた、新興国市場を中心に業務を行う企業が発行した現地通貨建社債、新興国市場の政府等公的機関または米国政府等公的機関が発行した債務証券を含む債券および一部の派生商品に投資することもできます。

「新興国市場」とは、新興国市場の投資ユニバースを構成する国々を指し、これには、JPモルガン・コーポレート・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・ブロード(以下「CEMBIブロード」といいます。)の構成銘柄の国々を含みますが、これに限りません。CEMBIブロードは、新興国市場の社債の投資ユニバースを示す際、一般に使われるインデックスです。

副投資運用会社は、ファンドの投資目的を達成するため派生商品を利用することができます。例えば、副投資運用会社は、シングルネーム・クレジット・デフォルト・スワップ、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップまたは金利スワップのロング・ポジションまたはショート・ポジションをとることができます。副投資運用会社はまた、為替先渡取引を行うこともできます。これらのデリバティブ取引は、リスク・ヘッジのみを目的に行う予定です。

円ヘッジ受益証券に関して、管理会社および/またはその委託先は、為替レートの変動によるリスクを軽減し(ただし排除するものではありません。)、円ヘッジ受益証券の価値を米ドルの円(円ヘッジ受益証券の表示通貨)に対する値下りからヘッジするため為替ヘッジ取引を行います。管理会社および/またはその委託先は、円と米ドルの間の為替変動に対する円ヘッジ受益証券の通貨エクスポージャーに伴うリスクをほぼ100%ヘッジすることを目指しますが、当該投資対象の将来価値が変動することを主な要因として、かかるエクスポージャーがいつも100%ヘッジされるとは限りません。円ヘッジ受益証券の投資者の皆様は、かかる為替ヘッジ取引のため、米ドルが円に対して値上りしても、円ヘッジ受益証券の受益証券1口当たり純資産価格がこれに対応して値上りするものではないことにご留意ください。

円ヘッジなし受益証券に関して、円と米ドルの間の為替変動に対する円ヘッジなし受益証券の通貨エクスポージャーはヘッジされません。円ヘッジなし受益証券の投資者の皆様は、次の段落に記載するものを除き、円と米ドルの間の為替変動に対するリスクを負うことにご留意ください。

米ドル以外の通貨建の資産への投資について、管理会社および/またはその委託先は、米ドルと、米ドル以外の通貨の間の為替レートの変動に対するファンドのエクスポージャーに伴うリスクをヘッジするため為替ヘッジ取引を行うことがある一方、行わないこともあります。本書の日付において、為替ヘッジは、副投資運用会社が行います。

上記の為替取引に関連し、為替ヘッジ取引の相手方が複数となる場合があります。

ファンドの投資目的が達成される保証はありません。

ファンドの目的・特色

新興国社債オープンの特徴

ファンドの受益証券には、以下の8種類があります。

- 円ヘッジ毎月分配型クラスA受益証券
- 円ヘッジ毎月分配型クラスB受益証券
- 円ヘッジ資産形成型クラスA受益証券
- 円ヘッジ資産形成型クラスB受益証券
- 円ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券
- 円ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券
- 円ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券
- 円ヘッジなし資産形成型クラスB受益証券

以下を総称して「円ヘッジ受益証券」といいます。 <ul style="list-style-type: none"> ・円ヘッジ毎月分配型クラスA受益証券 ・円ヘッジ毎月分配型クラスB受益証券 ・円ヘッジ資産形成型クラスA受益証券 ・円ヘッジ資産形成型クラスB受益証券 	以下を総称して「円ヘッジなし受益証券」といいます。 <ul style="list-style-type: none"> ・円ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券 ・円ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券 ・円ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券 ・円ヘッジなし資産形成型クラスB受益証券
以下を総称して「クラスA受益証券」といいます。 <ul style="list-style-type: none"> ・円ヘッジ毎月分配型クラスA受益証券 ・円ヘッジ資産形成型クラスA受益証券 ・円ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券 ・円ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券 	以下を総称して「クラスB受益証券」といいます。 <ul style="list-style-type: none"> ・円ヘッジ毎月分配型クラスB受益証券 ・円ヘッジ資産形成型クラスB受益証券 ・円ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券 ・円ヘッジなし資産形成型クラスB受益証券
以下を総称して「毎月分配型クラス受益証券」といいます。 <ul style="list-style-type: none"> ・円ヘッジ毎月分配型クラスA受益証券 ・円ヘッジ毎月分配型クラスB受益証券 ・円ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券 ・円ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券 	以下を総称して「資産形成型クラス受益証券」といいます。 <ul style="list-style-type: none"> ・円ヘッジ資産形成型クラスA受益証券 ・円ヘッジ資産形成型クラスB受益証券 ・円ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券 ・円ヘッジなし資産形成型クラスB受益証券

◆新興国企業が発行する債券(以下、新興国社債)を主な投資対象とし、魅力的な利回りの獲得とファンド資産の成長を目指します。

- 主に米ドル建の新興国社債を中心に投資を行いますが、現地通貨建の新興国社債にも投資することがあります。
- 新興国社債のうち、主に投資適格債、ハイイールド債を投資対象とします。
- リスク管理またはリスクヘッジの観点から、米国国債、クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)、金利スワップ等に投資を行うこともあります。

◆「円ヘッジ」と「円ヘッジなし」の2種類からお客様の運用ニーズに合わせてお選びいただけます。

- 「円ヘッジ」は、投資を行う米ドル建の資産について、原則として対円での為替ヘッジ*を行うことで為替変動リスクを低減し、新興国社債の高利回りの恩恵を安定的に享受することを目指します。
- 「円ヘッジなし」は、為替変動による影響を受けるものの、新興国社債の高利回りと円安時の為替差益(円高時は為替差損)の獲得を目指します。

*米ドルと円の取引で為替ヘッジを行う場合、円と米ドルの短期金利の状況によっては、ヘッジコストがかかります。

◆「毎月分配型」と「資産形成型」の2種類からお客様の運用ニーズに合わせてお選びいただけます。

- 「毎月分配型」と「資産形成型」には、各々クラスA受益証券とクラスB受益証券があり、同一クラス間で転換手数料なしでスイッチングが可能です。また、同一クラス間であれば、「円ヘッジ」と「円ヘッジなし」の間のスイッチングも可能です。
- クラスB受益証券のご購入より7年経過後、投資者の反対の意思表示がない限り、クラスB受益証券は管理報酬等が低いクラスA受益証券に転換手数料なしで転換されます。

注:クラスA受益証券とクラスB受益証券は手数料に相違があります。

◆ファンドの実質的な運用はBNYメロン・グループ傘下の運用会社であるインサイト・インベストメント・マネジメント(グローバル)リミテッド(以下「インサイト」または「副投資運用会社」といいます。)が行います。

- インサイトはロンドンを拠点とする、債券のアクティブ運用、絶対収益型運用*において専門性がある運用会社です。

*絶対収益型運用とは市場の変動に左右されないで収益を追求することを目的とした運用を指します。投資元本に対する収益を追求することを目標として運用を行いますが、「必ず収益を得ることが出来る運用」という意味ではありません。

ファンドの目的、投資方針および主な投資対象

ファンドの目的・特色

ファンドの目的・特色

管理会社、投資運用会社または副投資運用会社は、ファンドに関して次の投資制限に服します。

- (a) 証券取引所に上場されておらず、または容易に換金できない投資対象を取得した結果、ファンドが保有する当該投資対象の総価値が、かかる取得直後において、最新の入手可能な純資産総額の15%を超えることになる場合、その投資対象を取得することはできません。
- (b) ファンドは、ある一つの会社の株式を取得した結果、管理会社または投資運用会社または副投資運用会社が運用を行うすべての投資信託が保有する当該会社の株式総数が当該会社の全発行済み株式総数の50%を超えることになる場合、その会社の株式を取得することはできません。
- (c) ファンドは、ある一つの会社の株式を取得した結果、ファンドが保有する当該会社の株式総数が当該会社の発行済み株式総数の50%を超えることになる場合、その会社の株式を取得することはできません。
- (d) ある一つの会社の株式を取得した結果、ファンドおよび管理会社または投資運用会社または副投資運用会社が運用を行う外国投資信託受益証券が保有する当該会社の議決権総数が当該会社の議決権総数の50%を超えることとなる場合、その会社の株式を取得することはできません。この制限は他の投資信託への投資には適用されません。上記の百分率の計算は、管理会社の裁量により、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができます。
- (e) ファンドの純資産の15%を超えて、容易に換金できない、私募形式で販売された有価証券、非上場証券または不動産等の非流動性資産に投資することはできません。ただし、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条(外国投資信託受益証券の選別基準)(適宜改正または代替されます。)に定める価格の透明性を確保するために適当な措置が講じられている場合はこの限りではありません。上記の百分率の計算は、管理会社の裁量により、買付時点基準または当該資産の時価基準のいずれかによることができます。
- (f) ファンドの純資産総額を超える場合、証券の空売りを行うことはできません。
- (g) ファンドの資産価値の50%超が、(i) 金融商品取引法第2条第1項で定義される「有価証券」(同法第2条第2項により有価証券とみなされる同号に掲げられた権利を除きます。)の定義に該当しない資産、または(ii)「有価証券」に関連する「デリバティブ」の定義に該当しない資産で構成されることになる場合、ファンドはその投資対象を取得または追加取得することはできません。
- (h) 管理会社または第三者の利益を図る目的で行う取引で、受益者の保護に欠け、またはファンドの資産の適正な運用を害することになる取引を行うことはできません。
- (i) 自己またはその取締役と取引を行うことはできません。
- (j) 管理会社またはファンド以外の者の利益を図ることを目的とした取引を行うことはできません。
- (k) 下記の「借入制限」の項に記載される借入方針に従う場合を除きファンドの勘定で借入れを行うことはできません。

上記の制限に加えて、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、ファンドの勘定で、受益者の利益に反し、またはファンドの資産の適正な運用を阻害する取引を行うことはできません。

借入制限

ファンドの勘定で資金を借り入れることができます。ただし、借入総額は純資産総額の10%を超えないことを条件とします(合併、統合等の場合のような特別な緊急事態においては、かかる10%制限を一時的に超過することはできるものとします。)

ファンドの目的・特色

受託会社またはその委託先は、管理会社の指示により、各分配期間(以下「**現分配期間**」といいます。)において管理会社が決定した金額を該当するクラスの受益証券の各受益者に分配します。分配金は、ファンドの収益、実現／未実現のキャピタル・ゲイン、および管理会社が決定し、各受益証券のクラスに帰属する分配可能なファンドの資金から支払われます。分配金の額は定期的に見直されます。現分配期間に関する分配は、現分配期間の終了日である分配基準日の時点で受益者名簿に登録されている受益者に対して分配が行われます。

(注1)「**分配日**」とは、原則として各分配基準日の後4ファンド営業日目の日をいいます。

(注2)「**分配期間**」とは、前の分配基準日の翌暦日に開始し、分配基準日(同日を含みます。)に終了する期間をいいます。

(注3)「**分配基準日**」とは、(i) 資産形成型クラス受益証券に関しては、原則として毎年8月10日、(ii) 毎月分配型クラス受益証券に関しては、原則として毎月の10暦日をいいます。

(注4)「**ファンド営業日**」とは、ロンドン、ルクセンブルグ、ニューヨーク、および東京の銀行ならびに日本における金融商品取引業者が営業を行う日(土曜日または日曜日を除きます。)、または管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。

資産形成型クラス受益証券に関する分配については(もしあれば)、年単位で行われます。分配基準日は、毎年8月10日(この日がファンド営業日でないときは翌ファンド営業日)です。

毎月分配型クラス受益証券に関する分配については(もしあれば)、月単位で行われます。分配基準日は、毎月の10暦日(この日がファンド営業日でないときは翌ファンド営業日)です。

日本の受益者に対する分配金の支払いは、通常、分配日から日本における2営業日後に、日本における販売会社を通じて行われます。

投資者は、ファンドに関する分配金の支払いが完全に管理会社の裁量に基づくものであり、各分配期間において分配が行われることは保証されていない点、または各クラス受益証券について分配が行われることは保証されていない点に留意する必要があります。

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配方針

追加的記載事項

分配金に関するご留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がります。

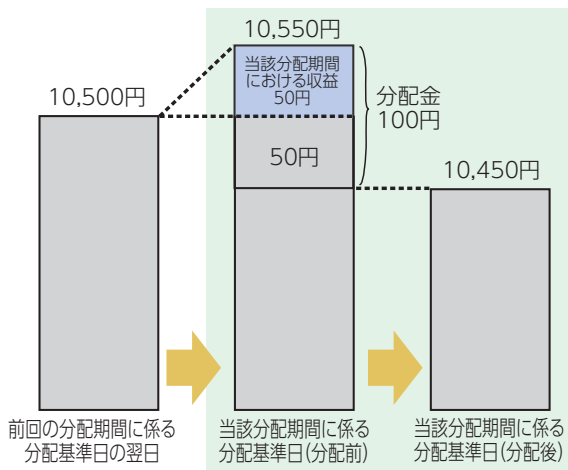
投資信託で分配金が支払われるイメージ

投資信託の純資産 → 分配金

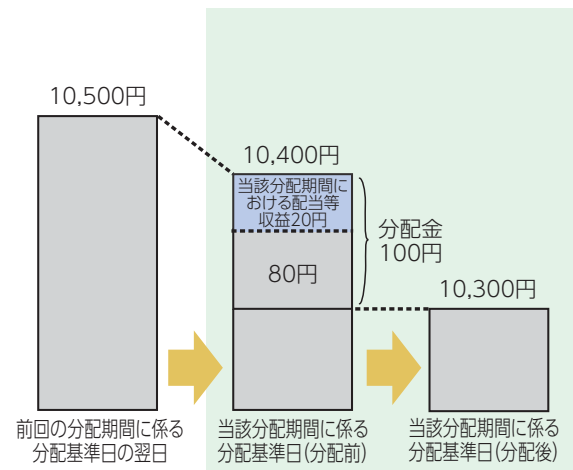
- 分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当該分配期間に係る分配基準日(分配後)における1口当たり純資産価格は、前回の分配期間に係る分配基準日の翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配期間は、分配基準日の翌日から次回の分配基準日までの期間をいいます。

分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前回の分配期間に係る分配基準日の翌日から1口当たり純資産価格が上昇した場合



前回の分配期間に係る分配基準日の翌日から1口当たり純資産価格が下落した場合



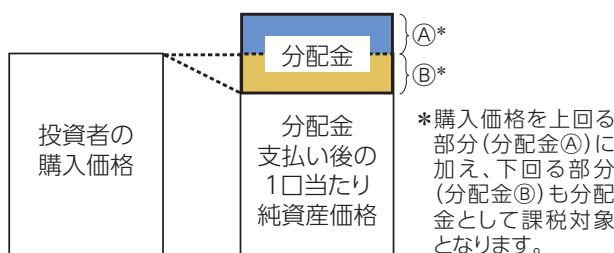
(注) 当該分配期間に生じた収益以外から50円を取り崩す

(注) 当該分配期間に生じた収益以外から80円を取り崩す

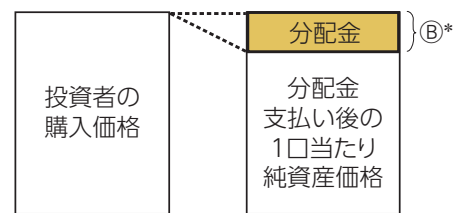
※上記において、純資産価格は1万口当たりで表示されています。
 ※分配金は、ファンドの分配方針に基づき支払われます。分配方針については、本書の「分配方針」をご参照ください。
 ※上記はイメージであり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配金として分配課税の対象となります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※分配金に対する課税については、本書の「手続・手数料等」の「ファンドの費用-税金」をご参照ください。

分配金に関する留意事項

ファンドの目的・特色

ファンドの目的・特色

運用体制

投資運用会社

管理会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を、BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社に委託しています。
同社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社であり、金融商品取引法に基づく登録を受けた投資運用業者です。

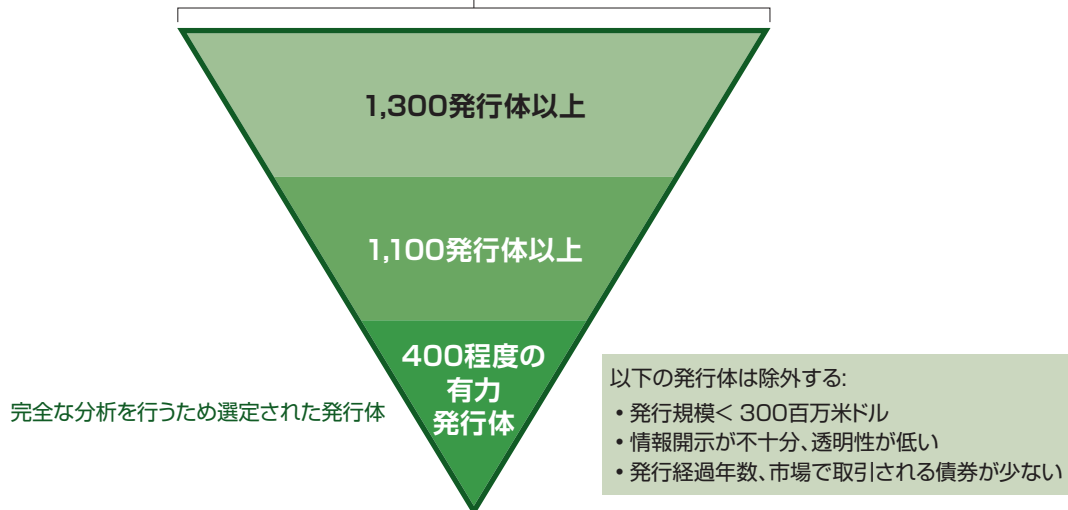
副投資運用会社

投資運用会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を、インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッドに委託しています。
副投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの子会社であり、英国金融行為規制機構による認可および規制を受けています。

運用プロセス

幅広い投資対象の中から、独自のファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析などを行い、魅力度の高い発行体を選定します。

新興国社債投資ユニバース



※2023年12月末時点

出所：インサイトの情報を基にBNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社が作成

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

投資リスク

投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様にご帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

リスク要因

投資者は、受益証券の価格は上昇する場合もあれば下落する場合もあることを認識しておく必要があります。ファンドへの投資には、大きなリスクが伴います。管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、ファンドの投資目的と投資制限の制約の範囲内で損失の可能性を最小限に抑えられると同社が考える投資戦略を実行する予定ですが、かかる戦略が実行されるとい保証、または、実行されたとしても成功を収めるという保証はできません。投資者は、ファンドに対する投資の全部または大部分を失う可能性があります。リスク要因に関する以下の記述は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではありません。

新興国市場のリスク

管理会社、投資運用会社および／または副投資運用会社は、ファンドのポートフォリオで、新興国市場へ投資を行うことができます。新興国市場への投資には、大きなリスクが伴い、投機的と考えるべきです。それらのリスクには、(a) 接收、没収課税、国有化ならびに社会的、政治的および経済的な不安定性、不安または不確実性のリスクが大きいこと、(b) 現時点において新興国市場の発行体向けの証券市場の規模が小さく、かつ、取引が少ないか、または取引が存在しないため、流動性に欠け、価格および／または市場の変動性が大きいこと、(c) 国の政策により、国益に影響すると思われる発行体または産業への投資の制限、および投資元本の本国送金への制限など、投資機会が制限される場合があること、(d) 開示、コーポレート・ガバナンス、監査および財務報告書の水準が低いこと、ならびに(e) 民間資本による投資または外国資本による投資、私有財産、信託関係および投資者保護に適用される発達した法的枠組みが存在していないことが含まれます。

債券のリスク

債券は、発行体が債務の元利金を支払うことができないリスク(信用リスク)を負っており、また金利の感応度、発行体の信用度に関する市場の認知および市場全体の流動性等の要因により価格が変動すること(市場リスク)があります。

発行体が適時に元利金を支払うことができない場合(または支払うことができないと思われる場合)、当該証券の価値の評価は困難になります。したがって、このような証券の評価は概算になり、評価が評価者によって異なることがあります。流動性のある取引市場が存在しない証券の場合、その証券の適正価格を決定できないことがあります。

信用格付機関が証券に付与した格付は、証券の市場価格の変動性または流動性の評価が織り込まれていません。証券の格付が投資時点の格付より下がった場合は、必ずしも現金化できるとは限りません。

非投資適格債券／格付を取得していない債券

投資運用会社および／またはその委託先は、ファンドのポートフォリオで、収益を追求するため、投資適格債券、非投資適格債券および格付を取得していない債券へ直接的または間接的に投資をすることができます。ファンドのポートフォリオにおいて、非投資適格債券および格付を取得していない債券の割合が高くなる場合があります。そのため、信用リスクが増大した場合、長期的な資産の成長を追求するための投資目的の達成が不可能になることがあります。

非投資適格債券とは、ムーディーズによるBaa格、S&PによるBBB格またはその他の有力格付機関による同等の格付未満の債券をいいます。ファンドのポートフォリオで保有する証券の格付が低ければ低いほど、発行体の財務状況もしくは一般的な経済情勢またはその両方が悪化した場合、または、金利が予想外に上昇した場合、発行体の元利金を支払う能力が損なわれる可能性が高くなります。それらの証券には、一般に大きなデフォルト・リスクが伴い、当該リスクは、投資対象の元本価値に影響を及ぼすことがあります。

投資リスク

金利の変動

債券の価格は、金利の変動に基づき変化することがあります。一般的に、金利の上昇局面では、債券の価格は下落し、金利の低下局面では、債券の価格は上昇する傾向にあります。債券の価格変動は、債券の残存期間および発行条件を含む多くの要因に依存します。

また金利の変動は、副投資運用会社がファンドのポートフォリオで投資するか、または空売りする派生商品の価値および価格決定にも影響を及ぼすことがあります。

外国為替リスク、外国為替市場とヘッジ

ファンドは、米ドルと円(受益証券の表示通貨)の間の為替レートの変動リスクを負うことになります。

円と米ドルの間の為替変動は予測できません。為替レートに影響を与える可能性がある要因には、貿易収支、短期金利水準、類似資産の異なる通貨間の相対価値の差、長期的な投資と値上がりの機会、および政治情勢があります。

円ヘッジ受益証券に関して、管理会社および／またはその委託先は、為替レートのリスクを軽減し(ただし排除するものではありません。)、円ヘッジ受益証券の価値を米ドルの円(円ヘッジ受益証券の表示通貨)に対する値下りからヘッジするため為替ヘッジ取引を行います。管理会社および／またはその委託先は、円と米ドルの間の為替変動に対する円ヘッジ受益証券の通貨エクスポージャーに伴うリスクをほぼ100%ヘッジすることを目指しますが、当該投資対象の将来価値が変動することを主な要因として、かかるエクスポージャーがいつも100%ヘッジされるとは限りません。円ヘッジ受益証券の投資者の皆様は、かかる為替ヘッジ取引のため、米ドルが円に対して値上りしても、円ヘッジ受益証券の受益証券1口当たり純資産価格がこれに対応して値上りするものではないことにご留意ください。

円ヘッジなし受益証券に関して、円と米ドルの間の為替変動に対する円ヘッジなし受益証券の通貨エクスポージャーはヘッジされません。円に対する米ドルの値上りは、他の条件がすべて同じ場合、円ヘッジなし受益証券の受益証券1口当たり純資産価格の上昇をもたらすのに対し、逆に、円に対する米ドルの値下りは、他の条件がすべて同じ場合、円ヘッジなし受益証券の受益証券1口当たり純資産価格の下落をもたらします。

外国為替市場は、変動性が極めて大きく、極めて専門的かつ高度な技術を要します。そのような市場では、流動性や価格の変動等の重大な変化が極めて短期間に発生することがあり、数分間に発生することも少なくありません。外国為替取引のリスクには、為替レートのリスク、金利リスクおよび、現地の為替市場、外国資本による投資または特定の外貨取引の規制を通じて外国政府が介入する可能性も含まれますが、これらに限定されません。

ヘッジ取引の効果は、為替や金利の動向により変化することがあります。ヘッジ戦略に使用する商品の値動きとヘッジ対象となるポートフォリオのポジションの値動きとの相関性の度合いは変化することがあります。管理会社および／またはその委託先は、それらヘッジ商品とヘッジ対象のポートフォリオの投資対象の通貨との間に完全な相関性を確立することができないことがあります。その不完全な相関性により、管理会社および／またはその委託先は意図するヘッジを達成することができないか、またはファンドが損失リスクにさらされる可能性があります。

派生商品

副投資運用会社は、その裁量において、ファンドの投資戦略を実施するため、様々な派生商品取引(先物、フォワード、オプションおよびスワップを含みますがこれらに限られません。)において適切なポジションをとることができます。

派生商品の価値は、原資産の価格変動に大幅に依存しています。従って、原資産の取引に伴うリスクは、多くの場合、派生商品取引に当てはまります。派生商品では取引を実行する際に支払い、または預託する金銭に比べて市場のエクスポージャーが極めて大きい場合が多いため、比較的小規模の不利な市場変動によってすべての取引を実行する際に支払い、または預託した金銭を失うばかりでなく、ファンドがその金額を上回る損失を被ることがあります。

投資リスク

クレジット・デフォルト・スワップ

副投資運用会社は、随時、ファンドの投資方針の一環として、またリスク・ヘッジを目的に、クレジット・デフォルト・スワップ等の上場および店頭クレジット・デリバティブを売買することがあります。当該商品のポジションを設定するため通常要求される当初預託証拠金により、高度のレバレッジが可能になります。その結果、契約価格の比較的わずかな値動きにより、当初証拠金として実際に預託された資金の額に比べて大きな利益または損失を生じることがあり、また預託証拠金を大幅に上回る損失となることがあります。

カウンターパーティー・リスク

ファンドは、契約の条件に関する解釈の相違(正当な根拠をもって主張されるものとは限りません。)または信用もしくは流動性の問題を理由に取引相手が条件に従って取引を決済しないリスクにさらされ、ファンドが損失を被ることになる場合があります。

取引相手が債務不履行に陥らないとの保証はなく、ファンドが結果として取引に基づく損失を被らないとの保証もありません。

投資ポートフォリオの流動性

流動性は、適時に投資対象を売却できるかどうか副投資運用会社の能力に関係します。比較的流動性が低い証券の市場は、流動性が高い証券の市場に比べて価格変動が大きい傾向があり、比較的流動性が低い証券にファンドの資産を投資した場合、副投資運用会社は、その希望する価格で、かつ、希望する時に、ファンドの投資対象を処分できないことがあります。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

リスク管理については、副投資運用会社の運用プロセスの中でも重要な位置を占めています。副投資運用会社では、リスクマネジメント部門が、運用部門から独立した立場で、様々な観点からリスク管理を行っています。さらに、適切なリスク管理方針の構築や承認、リスク管理基準の設定などの役割を担うリスクマネジメント委員会において、あらゆるリスク管理に関する事項を監視しています。このような副投資運用会社におけるリスク管理とは別に、投資運用会社でも投資ガイドラインの遵守状況などについて日々のモニタリングを行うほか、副投資運用会社のリスク管理が適切に行われているか、定期的にモニターを行います。

信用リスクを適正に管理する方法としてあらかじめ管理会社または投資運用会社が定めた合理的かつ適切な方法に反する取引を行いません。投資運用会社は、一の者に係るエクスポージャーの純資産総額に対する比率が、エクスポージャーの区分(株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー、デリバティブ等エクスポージャー)ごとにそれぞれ10%、合計で20%を超えないように運用することを決定しています。

デリバティブ取引については、ヘッジ目的で行うものとします。デリバティブ取引等の残高に係る、内部管理モデル方式(VaR方式)の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量は、ファンドの純資産総額の80%以内とします。

投資リスク

参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

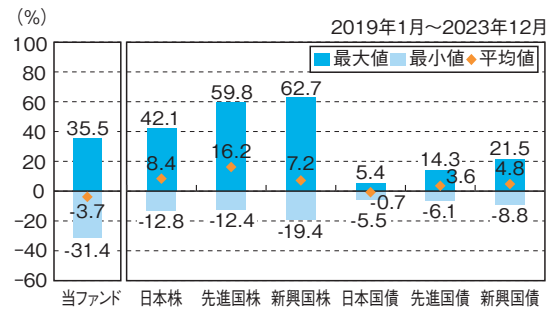
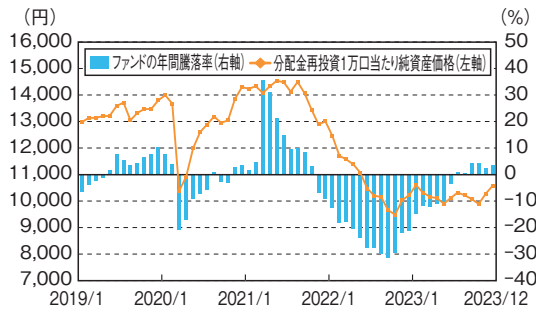
ファンドの年間騰落率および
分配金再投資1万口当たり純資産価格の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

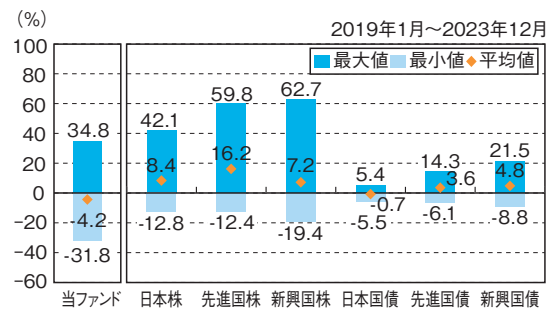
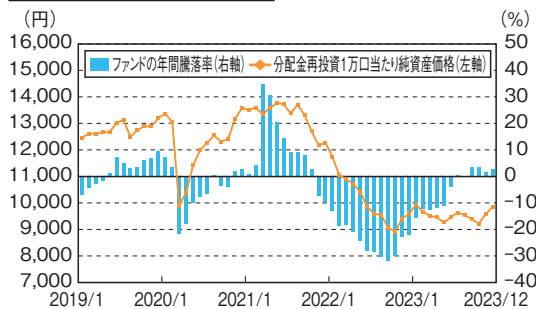
グラフは、ファンドと代表的な資産クラスのリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

円ヘッジ受益証券

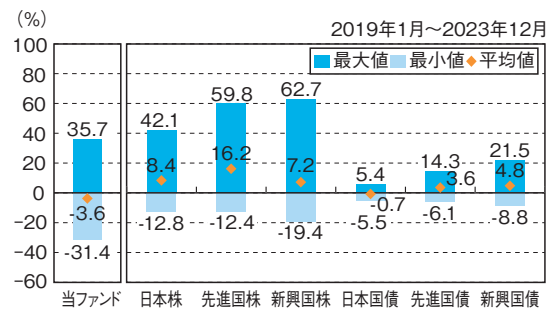
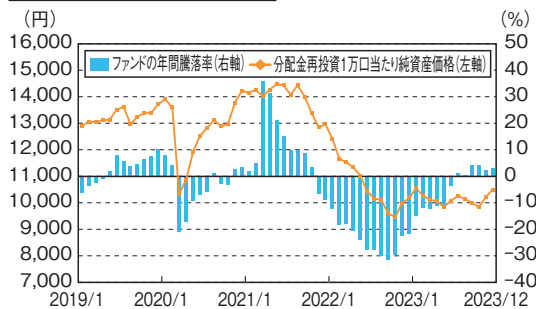
円ヘッジ毎月分配型クラスA



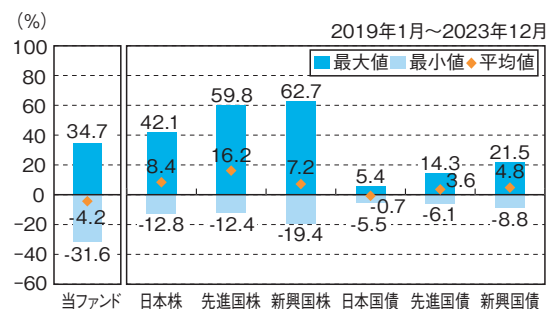
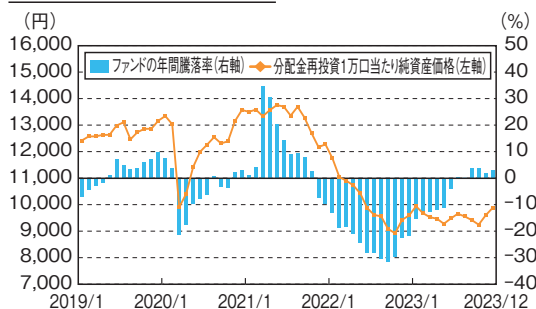
円ヘッジ毎月分配型クラスB



円ヘッジ資産形成型クラスA



円ヘッジ資産形成型クラスB



*分配金再投資1万口当たり純資産価格は分配金（税引前）を再投資したものとみなして計算されており、実際の1万口当たり純資産価格と異なる場合があります。
*年間騰落率は2019年1月から2023年12月の各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
*2019年1月から2023年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値をファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

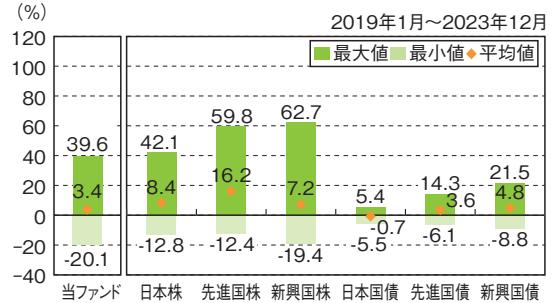
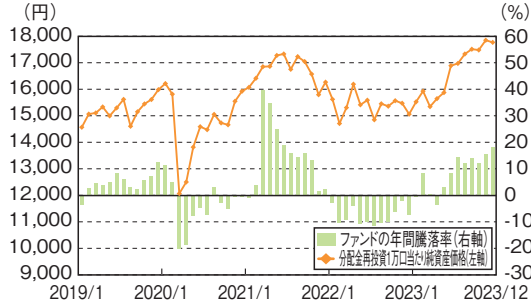
リスク要因

投資リスク

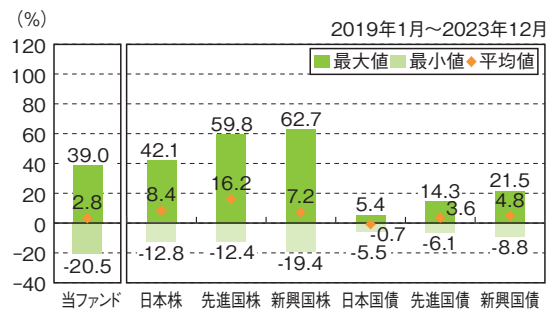
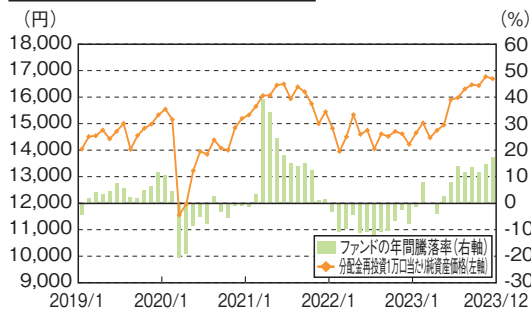
投資リスク

円ヘッジなし受益証券

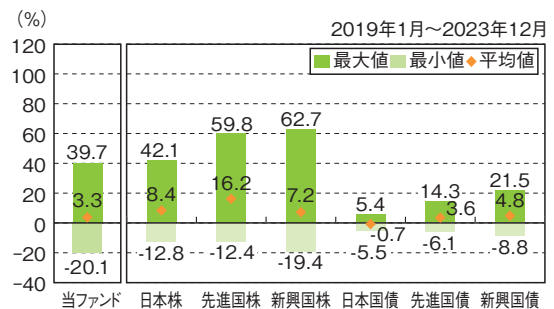
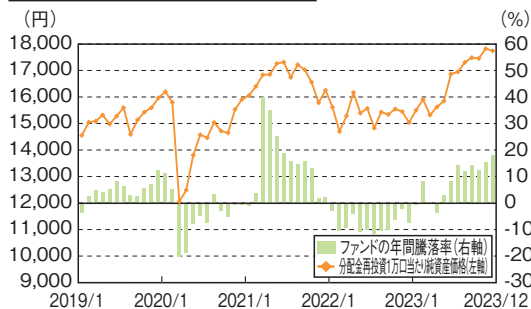
円ヘッジなし毎月分配型クラスA



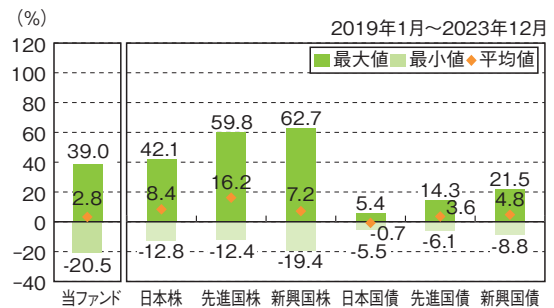
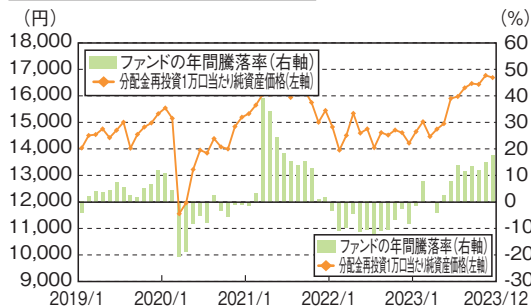
円ヘッジなし毎月分配型クラスB



円ヘッジなし資産形成型クラスA



円ヘッジなし資産形成型クラスB



* 分配金再投資1万口当たり純資産価格は分配金（税引前）を再投資したものとみなして計算されており、実際の1万口当たり純資産価格と異なる場合があります。
* 年間騰落率は2019年1月から2023年12月の各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
* 2019年1月から2023年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値をファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

リスク要因

投資リスク

運用実績

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の1万口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

○各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)が算出・公表している、日本の株式を対象として算出した株価指数で、配当を考慮したものです。
- 先進国株・・・MSCI Kokusai (World ex Japan) Index (配当込み、円ベース)
MSCI Inc.が算出・公表している、日本を除く先進国の株式を対象として算出されたグローバルな株価指数で、配当を考慮したものです。
- 新興国株・・・MSCI EM (Emerging Markets) Index (配当込み、円ベース)
MSCI Inc.が算出・公表している、世界の新興国の株式を対象として算出された株価指数で、配当を考慮したものです。
- 日本国債・・・NOMURA-BPI 国債
野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が算出・公表している、日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。
- 先進国債・・・FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、円ベース)
FTSE Fixed Income LLCが算出・公表している債券インデックスで、日本を除く世界の主要国の国債の価格と利息収入を合わせた総合投資収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。
- 新興国債・・・THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index (円ベース)
J.P.Morgan Securities LLCが算出・公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした、時価総額ベースの指数です。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、JPXに帰属します。

MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE 世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

上記各指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

リスク要因

投資リスク

運用実績

投資状況

(2023年12月末日現在)

資産の種類	国・地域名	投資比率(%)	
債券	ケイマン諸島	9.15	
	オランダ	7.62	
	トルコ	6.75	
	ルクセンブルグ	6.14	
	コロンビア	5.78	
	メキシコ	4.45	
	イギリス	3.56	
	アルゼンチン	3.50	
	カナダ	3.26	
	米国	3.23	
	シンガポール	2.79	
	英領ヴァージン諸島	2.42	
	イスラエル	2.36	
	アイルランド	2.16	
	モーリシャス	2.11	
	バミューダ	2.01	
	スペイン	1.82	
	ペルー	1.80	
	モロッコ	1.73	
	インド	1.66	
	インドネシア	1.50	
	アラブ首長国連邦	1.35	
	ブラジル	1.29	
	タイ	0.78	
	グアテマラ	0.77	
	トーゴ	0.71	
	ノルウェー	0.57	
	セネガル	0.52	
	チリ	0.42	
	エジプト	0.41	
	オーストラリア	0.34	
	パナマ	0.33	
	コートジボワール	0.30	
	ウクライナ	0.26	
	ポーランド	0.22	
	南アフリカ	0.18	
	クウェート	0.18	
	韓国	0.08	
	中期債券	トルコ	2.28
		タイ	1.88
ナイジェリア		1.30	
ケイマン諸島		1.04	
ハンガリー		0.82	
カザフスタン		0.69	
アンゴラ		0.58	
エジプト		0.30	
英領ヴァージン諸島		0.30	
アイルランド		2.66	
投資信託			
小計		96.36	
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3.64	
合計(純資産総額)		100.00	

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
以下同じです。

投資有価証券の主要銘柄

(2023年12月末日現在)

上位10銘柄

投資信託

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	ILF USD LIQUIDITY FUND CLASS2 DIS	2.66

債券

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	IHS NETHERLANDS 8.00 18SEP27 REGS	1.48
2	SASOL FINANCIN USA 8.75 3MAY29 REGS	1.48
3	C&W SENIOR FIN 6.875 15SEP27 REGS	1.36
4	ECOPETROL SA 5.875 02NOV51	1.26
5	AYDEM YENILENEBIL 7.75 02FEB27 REGS	1.24
6	ECOPETROL SA 4.625 02NOV31	1.22
7	TEVA PHARMACEUTICALS 7.125 31JAN25	1.22
8	YPF SOCIEDAD ANONI 8.5 28JUL25 REGS	1.16
9	FIRST QUANTUM MI 6.875 15OCT27 REGS	1.13

運用実績

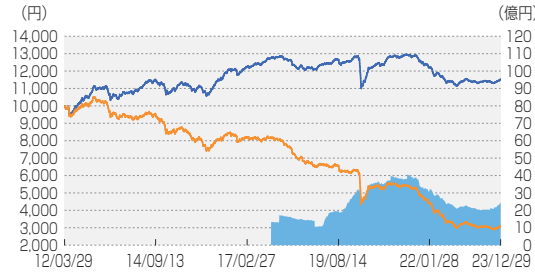
純資産総額および受益証券1万口当たり純資産価格の推移

■ 純資産総額(右軸) ■ 受益証券1万口当たり純資産価格(左軸) ■ 分配金込み受益証券1万口当たり純資産価格*(左軸)
 *税引き前分配金を加えた1万口当たり純資産価格です。

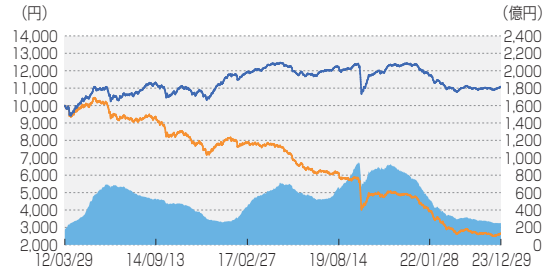
円ヘッジ受益証券

(2012年3月29日(設定日)～2023年12月末日)

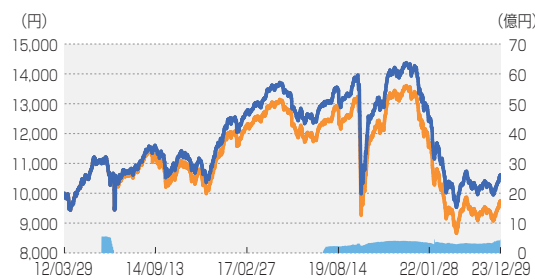
円ヘッジ毎月分配型クラスA



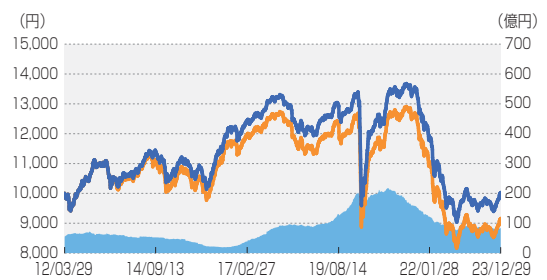
円ヘッジ毎月分配型クラスB



円ヘッジ資産形成型クラスA



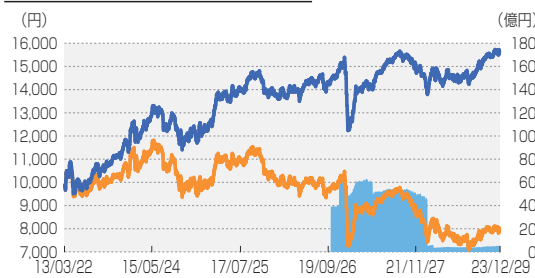
円ヘッジ資産形成型クラスB



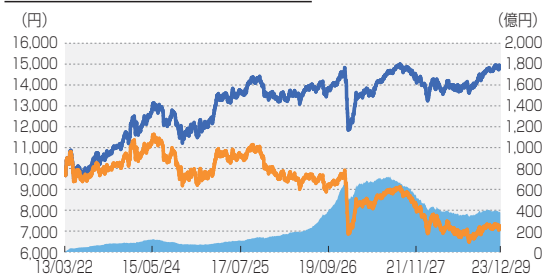
円ヘッジなし受益証券

(2013年3月22日(設定日)～2023年12月末日)

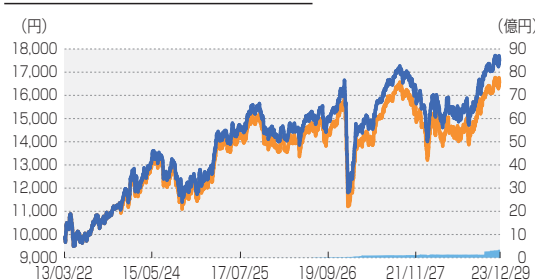
円ヘッジなし毎月分配型クラスA



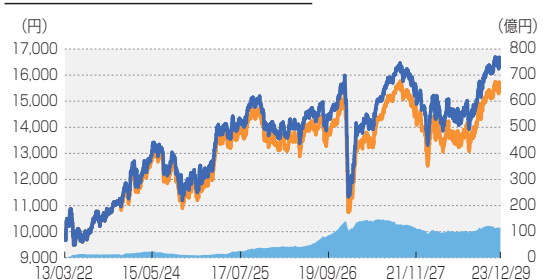
円ヘッジなし毎月分配型クラスB



円ヘッジなし資産形成型クラスA



円ヘッジなし資産形成型クラスB



運用実績

運用実績

運用実績

分配の推移

(2023年12月末日現在)

円ヘッジ毎月分配型クラスA/B

<分配金実績(税引き前・1万口当たり)(基準日ベース)>

	設定来合計	直近12ヶ月計	2023/1	2023/2	2023/3	2023/4	2023/5
クラスA	8,430円	230円	20円	20円	20円	20円	20円
クラスB	8,430円	230円	20円	20円	20円	20円	20円
	2023/6	2023/7	2023/8	2023/9	2023/10	2023/11	2023/12
クラスA	20円	20円	20円	20円	20円	20円	10円
クラスB	20円	20円	20円	20円	20円	20円	10円

円ヘッジ資産形成型クラスA/B

<分配金実績(税引き前・1万口当たり)(基準日ベース)>

	設定来合計	2014/8	2015/8	2016/8	2017/8	2018/8	2019/8	2020/8	2021/8	2022/8	2023/8
クラスA	870円	220円	50円	100円	100円	50円	100円	50円	100円	0円	0円
クラスB	870円	220円	50円	100円	100円	50円	100円	50円	100円	0円	0円

円ヘッジなし毎月分配型クラスA/B

<分配金実績(税引き前・1万口当たり)(基準日ベース)>

	設定来合計	直近12ヶ月計	2023/1	2023/2	2023/3	2023/4	2023/5
クラスA	7,680円	720円	60円	60円	60円	60円	60円
クラスB	7,680円	720円	60円	60円	60円	60円	60円
	2023/6	2023/7	2023/8	2023/9	2023/10	2023/11	2023/12
クラスA	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円
クラスB	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円

円ヘッジなし資産形成型クラスA/B

<分配金実績(税引き前・1万口当たり)(基準日ベース)>

	設定来合計	2014/8	2015/8	2016/8	2017/8	2018/8	2019/8	2020/8	2021/8	2022/8	2023/8
クラスA	950円	200円	100円	50円	100円	50円	100円	100円	100円	50円	100円
クラスB	950円	200円	100円	50円	100円	50円	100円	100円	100円	50円	100円

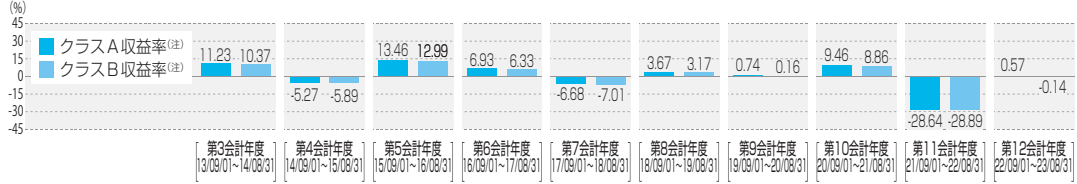
運用実績

運用実績

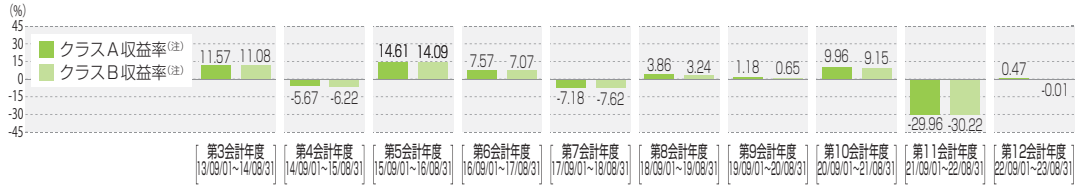
手続・手数料等

収益率の推移

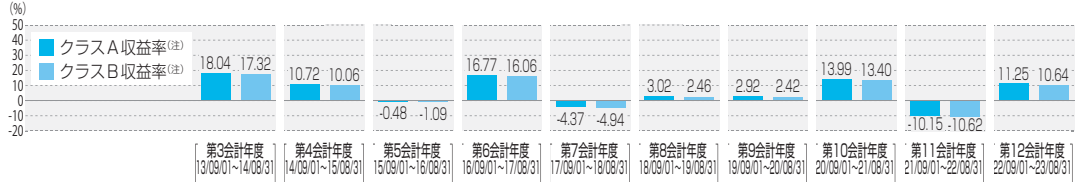
円ヘッジ毎月分配型



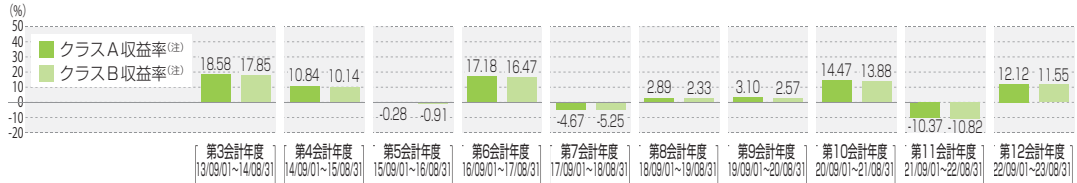
円ヘッジ資産形成型



円ヘッジなし毎月分配型



円ヘッジなし資産形成型



(注1)収益率(%)=100×(a-b)÷b
 a=計算期末の1口当たり純資産価格(当該計算期間の分配金の合計額を加えた額)
 b=当該計算期間の直前の計算期末の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

(注2)円ヘッジなし受益証券は2013年3月22日に運用を開始しました。

運用実績の記載に係る注記事項

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

運用実績

運用実績

手続・手数料等

お申込みメモ

ご購入の申込期間	2024年3月1日(金曜日)から2025年2月28日(金曜日)まで (注1)ファンドは、米国の市民、居住者もしくは法人、またはケイマン諸島の居住者もしくは法人等に該当しない方に限り、ご購入できません。詳細は、請求目論見書の適格投資家に係る記載をご参照ください。 (注2)申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
ご購入(お申込み)単位	円ヘッジ毎月分配型クラスA受益証券：5億口以上1万口単位 円ヘッジ毎月分配型クラスB受益証券：50万口以上1万口単位 円ヘッジ資産形成型クラスA受益証券：5億口以上1万口単位 円ヘッジ資産形成型クラスB受益証券：50万口以上1万口単位 円ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券：5億口以上1万口単位 円ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券：50万口以上1万口単位 円ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券：5億口以上1万口単位 円ヘッジなし資産形成型クラスB受益証券：50万口以上1万口単位
ご購入(お申込み)価格	取引日における受益証券1口当たり純資産価格 「取引日」とは、各ファンド営業日、または管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。 「ファンド営業日」とは、ロンドン、ルクセンブルグ、ニューヨーク、および東京の銀行ならびに日本における金融商品取引業者が営業を行う日(土曜日または日曜日を除きます。)、または管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
ご購入(お申込み)代金	約定日(日本における販売会社が申込注文の成立を確認した日をいい、通常、申込みの日本における翌営業日となります。以下「国内約定日」といいます。)から起算して日本における4営業日目(以下「国内受渡日」といいます。)までに、申込金額および申込手数料(適用ある場合)をお支払いください。
ご換金(買戻し)単位	1口以上1口単位
ご換金(買戻し)価格	買戻日における受益証券1口当たり純資産価格 「買戻日」とは、各ファンド営業日または管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
ご換金(買戻し)代金	日本における販売会社が換金注文の申込みを確認した日(国内約定日)から起算して日本における4営業日目から、買戻し代金をお支払いします。
申込締切時間	日本における申込受付時間は、原則として、午後4時(東京時間)までとします。
ご換金(買戻し)制限	クローズド期間はありません。 いずれかの買戻日に関して受領した買戻請求書がすべての受益証券クラスの発行済受益証券口数の10%を超える場合、管理会社は、関連する買戻しの資金をまかなうためにファンドが保有する十分な投資対象を換金するまで、当該買戻日およびその後の買戻日において受益証券の買戻しを行わない旨決定することができます。その際、当該受益証券は、かかる換金が完了した直後において買戻日に各受益証券のクラスに帰属する受益証券1口当たり純資産価格に相当する買戻価格で買戻されます。
ご購入・ご換金(買戻し)申込受付の中止および取消し	管理事務代行会社は、管理会社の要請に基づき、以下の期間のすべてまたは一部において、ファンドの純資産総額の決定ならびにファンドの受益証券の発行および買戻しを停止し、かつ/または、ファンドの受益証券の買戻しを行う者に対する買戻代金の支払期間を延長することができます。 (a)ファンドの投資対象の重要な部分が上場、値付け、取引もしくは取扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場の閉鎖(通例の週末および休日の休場を除きます。)、またはそれら取引所もしくは市場での取引が制限もしくは停止されている期間。 (b)ファンドが投資対象を処分することが合理的に実行可能でなくなるか、かかる処分がファンドの受益者に対し著しい損害を及ぼすことになると管理事務代行会社が判断する状況が存在する期間。 (c)投資対象の価値を確認するために通常用いられる何らかの手段に故障が発生した場合か、またはその他の何らかの理由からファンドの投資対象またはその他の資産の価値が合理的にもしくは公正に確認することができないと管理事務代行会社が判断した場合。 (d)ファンドの投資対象の償還もしくは現金化またはかかる償還もしくは現金化に伴う資金の移動を、通常の価格または通常の為替レートで行うことができないと管理事務代行会社が判断する期間。
信託期間	ニッポン・オフショア・ファンズの基本信託証書の締結日(2003年10月14日)より150年間(なお、ファンドおよび円ヘッジ受益証券の設定日は2012年3月29日であり、円ヘッジなし受益証券の設定日は2013年3月22日です。)

手続・手数料等

お申込みメモ

繰上償還	<p>ファンドは、以下のいずれかの事由が発生した場合には、信託期間の満了前に終了することがあります。</p> <p>(a)ファンドを継続すること、またはファンドを別の法域に移転することが違法となるか、または受託会社の意見によれば、実行不可能であるかもしくは得策ではなく、または当該ファンドの受益者の利益に反し、かつ受託会社が、かかる理由によりファンドの終了を決定した場合。</p> <p>(b)ファンドの受益者が、ファンド決議により当該ファンドの終了を決定した場合。</p> <p>(c)受託会社が辞任する意図を書面により通知したか、または受託会社が強制清算または任意清算を行った場合で、管理会社、受託会社または受益者が、当該通知または当該清算が行われてから60日以内に、受託会社の代わりに受託者としての任務を受諾する用意のある他の法人を任命できなかったか、またはかかる任命を確保できなかった場合。</p> <p>(d)管理会社が辞任する意図を書面により通知したか、または管理会社が強制清算または任意清算を行った場合で、受託会社が、当該通知または当該清算が行われてから30日以内に、管理会社の代わりに管理者としての任務を受諾する用意のある他の法人を任命できなかったか、またはかかる任命を確保できなかった場合。</p> <p>(e)受託会社および管理会社が、その絶対的な裁量によりファンドの終了を決定した場合。</p> <p>(注)ファンドの終了においてクラスB受益証券に関して手数料が課される場合があります。詳細は、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用、ご換金(買戻し)手数料」をご覧ください。</p> <p>ファンドは、適用法により要求される場合または以下のいずれかの事由が発生した場合には、信託期間の満了前に終了します。</p> <p>(a)受益証券の販売会社としての販売会社の職務が、管理会社による後任の販売会社の選任がなされずに終了した場合。</p> <p>(b)ファンドの代行協会員としての代行協会員の職務が、管理会社による後任の代行協会員の選任がなされずに終了した場合。</p> <p>(c)純資産総額が20億円または管理会社はその裁量により決定する円貨額を下回った場合で、管理会社がファンドの終了を決定した場合。</p>
決算日	毎年8月31日
収益分配	<p>受託会社またはその委託先は、管理会社の指示により、各分配期間(以下「現分配期間」といいます。)において管理会社が決定した金額を該当するクラスの受益証券の各受益者に分配します。かかる分配金は、ファンドの収益、実現/未実現のキャピタル・ゲイン、および管理会社が決定し、各受益証券のクラスに帰属する分配可能なファンドの資金から支払われます。分配金の額は定期的に見直されます。現分配期間に関する分配は、現分配期間の終了日である分配基準日の時点で受益者名簿に登録されている受益者に対して分配が行われます。</p> <p>資産形成型クラス受益証券に関する分配については(もしあれば)、年単位で行われます。分配基準日は、毎年8月10日(この日がファンド営業日でないときは翌ファンド営業日)です。毎月分配型クラス受益証券に関する分配については(もしあれば)、月単位で行われます。分配基準日は、毎月の10暦日(この日がファンド営業日でないときは翌ファンド営業日)です。</p>
信託金の限度額	ファンドにおける信託金の限度額は、定められていません。
運用報告書	管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了(8月31日)後、投資信託及び投資法人に関する法律に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、遅滞なく、金融庁長官に提出しなければなりません。ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書(全体版)は代行協会員のホームページにおいて提供されます。
課税関係	課税上は公募外国株式投資信託として取扱われます。
スイッチング	<p>クラスA受益証券またはクラスB受益証券の受益者は、各転換日に、クラスA受益証券のあるクラスとクラスA受益証券の他のクラスとの間で、および/またはクラスB受益証券のあるクラスとクラスB受益証券の他のクラスとの間で、転換手数料なしで転換(スイッチング)を行うことができます。</p> <p>「転換日」とは、各ファンド営業日、または管理会社が随時に決定できるその他の日をいいます。受益証券は、1万口以上1口単位で転換することができます。</p> <p>受益者の反対の意思表示がない限り、クラスB受益証券の購入に係る国内約定日から7年経過後の応当日またはその直後にあたる転換日に、以下の通りクラスB受益証券は管理報酬等が低いクラスA受益証券に転換手数料なしで転換されます。</p> <p>円ヘッジ毎月分配型クラスB受益証券は円ヘッジ毎月分配型クラスA受益証券に転換されます。 円ヘッジ資産形成型クラスB受益証券は円ヘッジ資産形成型クラスA受益証券に転換されます。 円ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券は円ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券に転換されます。 円ヘッジなし資産形成型クラスB受益証券は円ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券に転換されます。</p>
その他	受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨を記載した申込書を提出します。

手続・手数料等

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																			
ご購入(お申込み)時手数料	<p><クラスA受益証券> クラスA受益証券については、ご購入価格に対して次の料率による申込手数料が加算されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>お申込口数</th> <th>お申込手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5億口以上10億口未満</td> <td>1.1%(税抜1.00%)</td> </tr> <tr> <td>10億口以上</td> <td>0.825%(税抜0.75%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 管理会社および販売会社が契約により別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができます。</p> <p>ご購入(お申込み)手数料は、ご購入(お申込み)時に頂戴するもので、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価となります。</p> <p><クラスB受益証券> クラスB受益証券の申込みには申込時点において申込手数料は加算されません。ただし、ご購入後の保有期間に応じて、後述の条件付後払申込手数料(CDSC)が発生します。</p>	お申込口数	お申込手数料	5億口以上10億口未満	1.1%(税抜1.00%)	10億口以上	0.825%(税抜0.75%)												
	お申込口数	お申込手数料																	
5億口以上10億口未満	1.1%(税抜1.00%)																		
10億口以上	0.825%(税抜0.75%)																		
ご換金(買戻し)手数料	<p><クラスA受益証券> 買戻手数料はありません。</p> <p><クラスB受益証券> ご購入後の保有期間が7年未満の場合は、保有期間に応じて当初ご購入価格の4.50%~0.75%(日本の消費税および地方消費税はかかりません。)の条件付後払申込手数料(CDSC)が徴収されます。</p> <p>CDSCは、ご換金(買戻し)時に頂戴するもので、管理報酬・販売管理報酬と合わせて、ファンド設定・継続開示にかかる手続き、ファンドについての資料作成・情報提供、ファンドの運用状況の監督、ファンドのリスク管理、ファンドの販売の管理・促進、その他ファンド運営管理全般にかかる業務(ファンド資産に関する投資運用業務・副投資運用業務を含みます。)の対価となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受益証券の購入後の経過年数^(※)</th> <th>条件付後払申込手数料(CDSC)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年未満</td> <td>4.50%</td> </tr> <tr> <td>1年以上2年未満</td> <td>3.75%</td> </tr> <tr> <td>2年以上3年未満</td> <td>3.25%</td> </tr> <tr> <td>3年以上4年未満</td> <td>2.50%</td> </tr> <tr> <td>4年以上5年未満</td> <td>2.00%</td> </tr> <tr> <td>5年以上6年未満</td> <td>1.25%</td> </tr> <tr> <td>6年以上7年未満</td> <td>0.75%</td> </tr> <tr> <td>7年以上</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 上記の「受益証券の購入後の経過年数」とは、当該受益証券に関する、国内における買付約定日(同日を含みます。)から国内における買戻約定日の前日(同日を含みます。)までの期間をいいます。</p> <p>(注1) 投資者は、買戻価格から条件付後払申込手数料を差し引いた金額を買戻時に受領します。条件付後払申込手数料は、7年未満の期間に買い戻された受益証券の当初購入価格に料率を適用して決定されます。</p> <p>(注2) 条件付後払申込手数料の金額は、最も低い条件付後払申込手数料率により計算されます。すなわち、投資者は、当該手数料の課せられないクラスB受益証券を最初に買い戻し、その次に長く保有する受益証券を次に買い戻すものとみなされます。</p> <p>(注3) クラスB受益証券の1口当たり純資産価格が、当初購入価格よりも増額した場合、その増額分に条件付後払申込手数料が課せられることはありません。</p> <p>(注4) 条件付後払申込手数料は、管理会社に対して支払われるものであり、買戻手続きを行う販売会社を通じて精算されます。</p> <p>(注5) ファンドがファンド決議により終了するか、受益者決議によって管理会社が解任され後継管理会社が指名される場合は、管理会社が別途その裁量により決定する場合を除き、発行済クラスB受益証券(ファンドの終了、または管理会社の解任および後継管理会社の指名につき反対の投票をした受益者が保有する受益証券を含みます。)のすべては(ファンドの終了または管理会社の解任および後継管理会社の指名が効力を生じた日に買い戻されたものとして取り扱われ)CDSCが課されます。受益者決議によって管理会社が解任され後継管理会社が指名される場合は、(i) CDSCは当該時点で発行済のすべてのクラスB受益証券に対して課され、(ii) その後は各発行日から7年未満の期間に行われるクラスB受益証券の買戻しに対しては、CDSCは課されません。</p>	受益証券の購入後の経過年数 ^(※)	条件付後払申込手数料(CDSC)	1年未満	4.50%	1年以上2年未満	3.75%	2年以上3年未満	3.25%	3年以上4年未満	2.50%	4年以上5年未満	2.00%	5年以上6年未満	1.25%	6年以上7年未満	0.75%	7年以上	なし
受益証券の購入後の経過年数 ^(※)	条件付後払申込手数料(CDSC)																		
1年未満	4.50%																		
1年以上2年未満	3.75%																		
2年以上3年未満	3.25%																		
3年以上4年未満	2.50%																		
4年以上5年未満	2.00%																		
5年以上6年未満	1.25%																		
6年以上7年未満	0.75%																		
7年以上	なし																		
転換手数料	転換手数料はありません。																		

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

管理報酬等

日々の純資産総額に対して、**年率1.49%**(クラスA受益証券)または**年率2.00%**(クラスB受益証券)を乗じた額ならびに下記の**受託報酬**およびその他の費用等がファンド資産より控除されます。以下、年率表示です。

管理報酬等	支払先	対価とする役務の内容	報酬率	
			クラスA 受益証券	クラスB 受益証券
管理報酬(投資運用報酬および副投資運用報酬を含みます。)	管理会社	ファンド設定・継続開示にかかる手続き、ファンドについての資料作成・情報提供、ファンドの運用状況の監督、ファンドのリスク管理、ファンドの販売の管理・促進、その他ファンド運営管理全般にかかる業務(ファンド資産に関する投資運用業務・副投資運用業務を含みます。)	0.85%	0.85%
販売管理報酬(注1)	管理会社	ファンドの購入・換金(買戻し)等受付け業務、ファンド信託財産の評価業務、ファンド純資産価格の計算業務、ファンドの会計書類作成業務、およびこれらに付随する業務	-	0.72%
管理事務代行報酬	管理事務代行会社	ファンドの購入・換金(買戻し)等受付け業務、ファンド信託財産の評価業務、ファンド純資産価格の計算業務、ファンドの会計書類作成業務、およびこれらに付随する業務	0.05%	0.05%
保管報酬	保管会社	ファンド信託財産の保管・管理業務、ファンド信託財産にかかる入出金の処理業務、ファンド信託財産の取引にかかる決済業務、およびこれらに付随する業務	0.05%	0.05%
販売報酬	日本における販売会社	ファンド証券の販売業務・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務	0.44%	0.23%
代行協会員報酬	代行協会員	ファンド証券1口当たり純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の販売会社への送付業務、およびこれらに付随する業務	0.10%	0.10%
受託報酬	支払先	対価とする役務の内容	報酬率	
受託報酬	受託会社	ファンドの受託業務およびこれに付随する業務	日々の純資産総額に対して、 0.01% (ただし、最低年間報酬額を10,000米ドルとします。)	
その他の費用・手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・取引手数料 ・目論見書等の作成、印刷費用 ・弁護士費用(ファンドにかかる契約書類の作成業務、目論見書等の開示・届出資料作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価) ・監査費用(ファンド会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価) ・税金、ファンドの設立費用等 上記のその他の費用等は、ファンドより実費として間接的にご負担いただけます。その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率もしくは上限額等を示すことができません。			

(注1) 管理会社が解任され、後任の管理会社が選任されてファンドが存続する場合において、クラスB受益証券にCDSCが課された場合には、販売管理報酬は以後発生しません。

(注2) 上記手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間に応じて異なりますので、表示することができません。

税金	<ul style="list-style-type: none"> ◆個人のお客様に適用される税制 <ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客様が支払を受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)の税率となります。) ・受益証券の換金(買戻し)または償還に基づく損益(クラスB受益証券からクラスA受益証券に転換した場合を含みます。)は、個人のお客様について、換金(買戻し)時または償還時に、譲渡所得として課税され、譲渡益に対して20.315% (所得税15.315%、住民税5%)が課せられます(2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)の税率となります。) ◆法人のお客様に適用される税制 <ul style="list-style-type: none"> ・法人のお客様が支払を受けるファンドの分配金については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は所得税のみ15%の税率となります。)
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

・上記は、2024年1月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

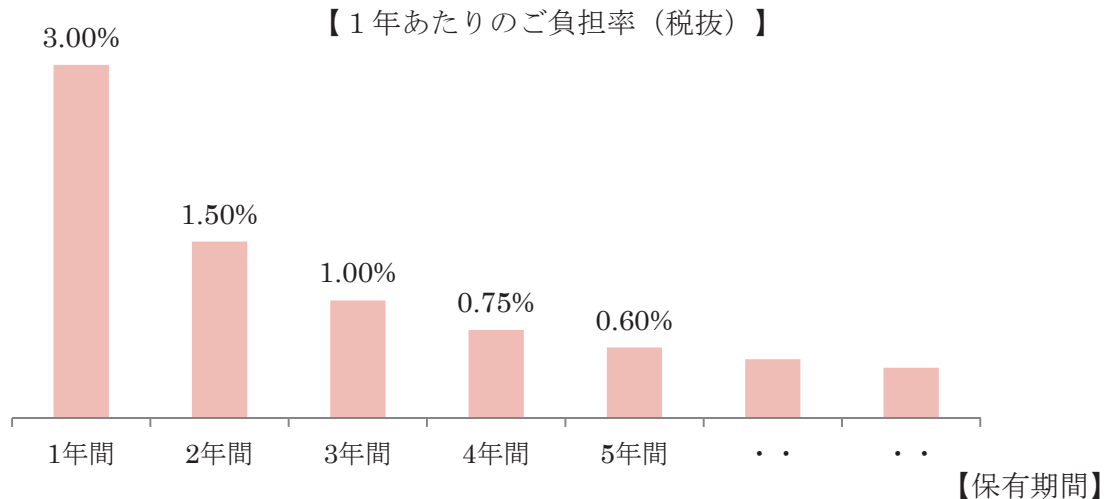
・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

お申込手数料に関するご説明

* 当書面の情報の作成主体はSMBC日興証券株式会社であり、作成責任はSMBC日興証券株式会社にあります。

■ ファンドのお申込手数料は購入時にご負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、お申込手数料が3%（税抜）の場合



※ファンドによっては、ご購入時にお申込手数料をお支払いいただく代わりに、解約・換金（買戻し）時に手数料（保有期間に応じた条件付後払申込手数料を含みます。）をお支払いいただく場合、もしくは、保有期間中にお申込手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。また、ファンドをご購入いただいた場合、上記のお申込手数料等のほか、信託報酬やその他の費用等をご負担いただきます。また、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は投資信託説明書（交付目論見書）または目論見書補完書面でご確認ください。

※当書面の情報は、投資信託説明書（交付目論見書）または目論見書補完書面の記載情報ではございません。

【信託期間に関するご留意事項】

- ・ ファンドには原則として信託期間が定められており、信託期間が終了するとファンドは償還されます。ただしファンドによっては当初設定された信託期間を繰り上げて償還（または延長）する場合があります。上記お申込手数料の1年あたりのご負担率がしだいに減っていく効果は、お客様の保有期間のほか、ファンドが繰上償還された場合など信託期間によっても影響を受けることがありますのでご注意ください。
- ・ ファンドの信託期間は投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください。

目論見書補完書面（投資信託）

<コード 0451,0452,0453,0454,0457,0458,0459,0460>
(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面および目論見書の内容を十分にお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。投資者の皆様がお取引される際には、あらかじめ十分にお読みいただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

ファンド名	ニッポン・オフショア・ファンズ - 新興国社債オープン 円ヘッジ毎月分配型・円ヘッジ資産形成型 (クラスA/クラスB) 円ヘッジなし毎月分配型・円ヘッジなし資産形成型 (クラスA/クラスB)
手数料など諸費用について	<p>■申込時に直接ご負担いただく費用</p> <p>・申込手数料: クラスA受益証券: 1.1%(税抜1.0%)を上限に、お申込口数に応じて逓減率率を採用しております。 お申込手数料は、ご購入金額 (お申込口数×1口当たり純資産価格) に、お申込手数料率を乗じて次のように計算されます。 お申込手数料 (税込) = お申込口数×1口当たり純資産価格×お申込手数料率 (税込) 例えば、純資産価格10,000円 (1万口当たり) の時に5億口ご購入いただく場合は、お申込手数料 (税込) = 5億口×10,000円/10,000口×1.1% = 550万円となり、合計5億550万円をお支払いいただくことになります。</p> <p>クラスB受益証券: お申込時点においては、申込手数料はありません。 *ただし、管理会社から日本における販売会社に対してご購入金額の4.50%が支払われます。</p> <p>■換金時に直接ご負担いただく費用</p> <p>・換金(買戻)手数料: クラスA受益証券: ありません。 クラスB受益証券: 当初購入価格の4.50% (日本の消費税はかかりません。) を上限に、保有期間に応じた逓減率率を採用しております。 例えば、純資産価格10,000円 (1万口当たり) で当ファンドを500万口ご購入いただき、ご購入後2年以上3年未満の経過後の時点で当ファンドを10,300円 (1万口当たり) でご換金(買戻)される場合、条件付後払申込手数料として、購入価格の10,000円に3.25%が適用され、500万口×10,000円/10,000口×3.25% = 16万2,500円をご負担いただけます。当該金額は買戻代金より別途差し引かせていただきます。</p> <p>※詳しくは交付目論見書をご覧ください。</p>
ファンドに係る金融商品取引契約の概要	当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。
当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要	当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りが行われる場合は、以下によります。 ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となり、当社と投資者の皆様との間の有価証券の取引、サービス等に関する権利義務関係を規定した証券取引約款に基づいて行われます。 ・外国投資信託証券の場合は、外国証券取引口座の開設が必要になります。 ・分配金再投資コースの場合は、累積投資口の開設が必要になります。 ・お取引のご注文に係る代金については、当社所定の日までにお預けいただけます。 ・ご注文いただいたお取引が成立した場合 (法令に定める場合を除きます。) には、取引報告書を原則として郵送または電子交付による方法により、投資者の皆様にお渡しいたします。
会社の概要 (2023年12月末日現在)	商号等 SMBC日興証券株式会社 登録番号 金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第2251号 本店所在地 〒100-8325 東京都千代田区丸の内3-3-1 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会 指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 資本金 1,350億円 主な事業 金融商品取引業 設立年月 2009年6月 連絡先 <お問い合わせ全般はこちら> 0570-007-250 (平日 8:00 ~ 18:00 ※祝日・年末年始を除く) <口座開設のお問い合わせはこちら> 0120-860-250 (平日 9:00 ~ 18:00/土曜 9:00 ~ 17:00 ※祝日・年末年始を除く)

本ファンドは、お申込みされる方の国籍、居住地等により取得の制限が設けられています。取得制限の対象に該当する場合、お申込みを行うことができません。取得制限の対象に該当するお客様がファンドの保有者となっている場合、当該お客様に対して将来的に強制買戻しが行われる可能性がございます。詳しくは目論見書でご確認ください。

お申込みは



※目論見書補完書面の情報は、交付目論見書の記載情報ではありません。
※当書面の情報の作成主体はSMBC日興証券株式会社であり、作成責任はSMBC日興証券株式会社にあります。

(2024.03)